

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 令和3年1月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
はい作業 (2日=12時間教育)	25・26	福山教習所 (25・26)	なし	11,000	1,595	高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団をいう）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	21・22	地場産業振興センター (21・22)	ありがとうございます。定員となりました。			特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
	26・27	福山教習所 (26～27)	なし	11,000	1,980	
酸欠・硫化水素危険 作業主任者 (3日=17.5時間教育)	13～15	福山教習所 (13～15)	なし	14,300	2,200	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険個所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	28・29	福山教習所 (28・29)	なし	11,000	1,980	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	7～14	福山教習所 (7・8)	福山教習所 (12・13・14)	A 25,300 B 23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務（安衛令第20条6号）
	21～27	福山教習所 (21・22)	福山教習所 (25・26・27)			
ガス溶接 (2日=13時間教育)	19・20	福山教習所 (19)	福山教習所 (20)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育)	12～15	福山教習所 (12)	福山教習所 (13～15)	A 33,000 B 27,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
	25～28	福山教習所 (25)	福山教習所 (26～28)			
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	19～22	福山教習所 (19・20)	福山教習所 (21・22)	A 20,900 B 19,800 C 18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（安衛令第20条16号）
	25～29	地域地場産業振興 センター(25・26)	福山教習所 (27・28・29)			
高所作業車運転 B区分(2日=14時間教育) C区分(2日=12時間教育)	18～20	福山教習所 (18)	福山教習所 (19・20)	B 25,300 C 23,100	1,880	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務（安衛令第20条15号）

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。（各支部分含む）

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
クレーン運転業務 学科・実技 (2日=13.5時間教育)	15・18	福山教習所 (15・18)	福山教習所 (18)	会員 14,300 一般 17,600	1,705	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
アーク溶接等業務 学科・実技3日=21時間教育	12~14	福山教習所 (12・13)	福山教習所 (13・14)	会員 18,700 一般 22,000	1,100	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
	5~7	福山教習所 (5・6)	福山教習所 (6・7)			
高圧電気取扱業務 (2日=11時間教育)	28・29	福山教習所 (28・29)	なし 各事業所で15時間以上必要	会員 8,800 一般 12,100	1,430	高圧、若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 (労働安全衛生規則第36条第4号)
足場の組立等特別教育 (1日=6時間教育)	27	福山教習所 (27)	なし	会員 6,600 一般 9,900	815	足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は強固な床における補助作業の業務を除く)
職長等教育 2日=12時間	7・8	福山教習所 (7・8)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880 (職長)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=14時間)					880 (職長) 660 (安責)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)